

令和 8 年 3 月 2 日

# 第 1 回 大垣市議会定例会議案

## 目 次

議第 2号	令和8年度大垣市一般会計予算
議第 3号	令和8年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算
議第 4号	令和8年度大垣市国民健康保険事業会計予算
議第 5号	令和8年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算
議第 6号	令和8年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算
議第 7号	令和8年度大垣市介護保険事業会計予算
議第 8号	令和8年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 9号	令和8年度大垣市駐車場事業会計予算
議第10号	令和8年度大垣市競輪事業会計予算
議第11号	令和8年度大垣市牧田財産区会計予算
議第12号	令和8年度大垣市一之瀬財産区会計予算
議第13号	令和8年度大垣市時財産区会計予算
議第14号	令和8年度大垣市病院事業会計予算
議第15号	令和8年度大垣市水道事業会計予算
議第16号	令和8年度大垣市簡易水道事業会計予算
議第17号	令和8年度大垣市公共下水道事業会計予算
議第18号	令和8年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算
議第19号	令和8年度大垣市農業集落排水事業会計予算
議第20号	令和7年度大垣市一般会計補正予算(第8号)
議第21号	令和7年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
議第22号	令和7年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第2号)
議第23号	令和7年度大垣市水道事業会計補正予算(第1号)
議第24号	令和7年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
議第25号	大垣市職員等の旅費に関する条例の制定について
議第26号	大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議第27号	大垣市附属機関設置条例の一部改正について
議第28号	大垣市印鑑登録条例の一部改正について
議第29号	大垣市行政手続条例等の一部改正について
議第30号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第31号	大垣市立認定こども園設置条例等の一部改正について
議第32号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第33号	大垣市介護保険条例の一部改正について
議第34号	大垣市都市公園条例の一部改正について

- 議第35号 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例及び大垣市山村体験宿泊施設設置条例の一部改正について
- 議第36号 大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について
- 議第37号 財産の処分について
- 
- 報第 2号 専決処分の報告並びにその承認について
- 報第 3号 専決処分の報告について
- 報第 4号 専決処分の報告について

議第20号

令和7年度大垣市一般会計補正予算(第8号)

令和7年度大垣市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,732,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,768,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更、廃止及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		28,930,000	750,000	29,680,000
	1. 市 民 税	11,715,000	510,000	12,225,000
	2. 固 定 資 産 税	13,492,000	240,000	13,732,000
11. 地 方 交 付 税		5,000,000	1,209,700	6,209,700
	1. 地 方 交 付 税	5,000,000	1,209,700	6,209,700
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		1,264,870	2,000	1,266,870
	2. 手 数 料	527,460	2,000	529,460
15. 国 庫 支 出 金		13,027,130	116,200	13,143,330
	1. 国 庫 負 担 金	8,104,985	61,300	8,166,285
	2. 国 庫 補 助 金	4,889,466	54,900	4,944,366
16. 県 支 出 金		4,922,880	△23,900	4,898,980
	1. 県 負 担 金	2,975,792	9,600	2,985,392
	2. 県 補 助 金	1,381,892	△46,600	1,335,292
	3. 委 託 金	565,196	13,100	578,296
17. 財 産 収 入		127,250	37,200	164,450
	1. 財 産 運 用 収 入	127,150	37,200	164,350
18. 寄 附 金		761,530	98,100	859,630
	1. 寄 附 金	761,530	98,100	859,630
19. 繰 入 金		2,686,750	17,900	2,704,650
	1. 繰 入 金	2,686,750	17,900	2,704,650
20. 繰 越 金		1,771,150	401,400	2,172,550
	1. 繰 越 金	1,771,150	401,400	2,172,550
21. 諸 収 入		3,761,847	400,000	4,161,847

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 雑入	1,982,368	400,000	2,382,368
22. 市債		5,486,600	723,400	6,210,000
	1. 市債	5,486,600	723,400	6,210,000
歳入合計		74,036,500	3,732,000	77,768,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		9,811,640	2,370,400	12,182,040
	1. 総務管理費	7,045,040	2,413,000	9,458,040
	2. 市民活動費	1,291,580	△30,500	1,261,080
	4. 戸籍住民基本台帳費	358,440	△12,100	346,340
3. 民生費		27,757,390	113,000	27,870,390
	3. 児童福祉費	12,899,760	43,000	12,942,760
	4. 生活保護費	1,919,320	50,000	1,969,320
	7. 繰出金	4,068,720	20,000	4,088,720
4. 衛生費		5,228,960	2,000	5,230,960
	2. 清掃費	2,704,730	2,000	2,706,730
6. 農林水産業費		1,111,370	52,500	1,163,870
	4. 土地改良費	587,600	52,500	640,100
7. 商工費		2,386,230	560,000	2,946,230
	1. 商工費	2,361,630	560,000	2,921,630
8. 土木費		7,494,130	△156,700	7,337,430
	4. 都市計画費	3,350,280	△156,700	3,193,580
10. 教育費		9,504,060	790,800	10,294,860
	1. 教育総務費	1,060,820	76,000	1,136,820
	2. 小学校費	2,899,470	411,200	3,310,670
	3. 中学校費	1,092,150	245,600	1,337,750
	6. 保健体育費	1,915,540	58,000	1,973,540
歳出合計		74,036,500	3,732,000	77,768,500

## 第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
地区センター建設事業	301,400	448,100
土地改良事業	85,900	134,500
道路整備事業	813,700	830,900
公園・緑地等整備事業	330,100	306,800
学校情報機器整備事業	724,600	591,200
学校教育施設整備事業	1,031,400	1,704,100

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
市街地再開発事業	77,000	-

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通再構築事業	22,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。
学校給食施設整備事業	49,400			

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	自治体情報システム標準化推進事業	212,800
		避難所環境改善事業	34,800
	4. 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム事業	2,700
		戸籍システム事業	3,000
7. 商工費	1. 商工費	ガキペイプレミアム付商品券発行事業	560,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路新設改良事業	5,600
	4. 都市計画費	養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金	45,000
		大垣駅南前地区市街地再開発事業補助金	30,000
		公園防災設備整備事業	10,000
		かみいしづ緑の村公園整備事業	11,000
		街路整備関連事業	80,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	73,600
		小学校外壁改修事業	127,400
		小学校屋内運動場改築事業	280,000
	3. 中学校費	中学校トイレ改修事業	187,500
		中学校外壁改修事業	133,600
	6. 保健体育費	南部学校給食センター空調機整備事業	58,000

令和7年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 法人	1,914,000	510,000	2,424,000	1. 現年課税分	510,000	累計 2,422,000
計	11,715,000	510,000	12,225,000			

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 固定資産税	13,484,000	240,000	13,724,000	1. 現年課税分	240,000	累計 13,614,000
計	13,492,000	240,000	13,732,000			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	5,000,000	1,209,700	6,209,700	1. 地方交付税	1,209,700	普通交付税
計	5,000,000	1,209,700	6,209,700			

(款) 14. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 衛生手数料	431,120	2,000	433,120	2. 清掃手数料	2,000	累計 427,440 一般廃棄物処理手数料
計	527,460	2,000	529,460			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	8,085,051	61,300	8,146,351	2. 児童福祉費	23,800	累計 4,760,053 保育所費
				3. 生活保護費	37,500	累計 1,238,820 生活保護扶助費 50,000×3/4

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	8,104,985	61,300	8,166,285			

## (款) 15. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	2,042,300	193,300	2,235,600	1. 総務管理費	182,400	累 計 2,174,792 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 160,000 ガキペイプレミアム付商品券発行事業費 地域未来交付金事業費 22,400 避難所環境改善事業費 $34,800 \times 1/2$ 17,400 公園防災設備整備事業費 $10,000 \times 1/2$ 5,000
				3. 戸籍住民基本台帳費	10,900	累 計 54,417 社会保障・税番号制度システム整備事業費 $10,900 \times 10/10$
4. 土木費国庫補助金	1,121,194	△320,200	800,994	2. 都市計画費	△320,200	累 計 397,300 都市構造再編集集中支援事業費 △194,100 東地区センター改築事業費 $\Delta 388,200 \times 1/2$ 社会資本総合整備事業費 △126,100 地域公共交通再構築事業費 $44,400 \times 1/2$ 22,200 市街地再開発事業費 $\Delta 279,600 \times 1/2$ △139,800 道路整備事業費 5,700 公園・緑地等整備事業費 $\Delta 20,000 \times 1/2$ △10,000 $\Delta 12,600 \times 1/3$ △4,200
5. 教育費国庫補助金	541,359	181,800	723,159	2. 小学校費	98,200	累 計 410,693 学校施設整備費 大規模改造 $45,900 \times 1/3$ 15,300 防災機能強化 $125,400 \times 1/3$ 41,800 屋内運動場 $123,300 \times 1/3$ 41,100
				3. 中学校費	75,500	累 計 229,354

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						学校施設整備費 大規模改造 99,600×1/3 33,200 防災機能強化 126,900×1/3 42,300
				6. 保健体育費	8,100	累計 8,148 学校給食施設整備事業費 24,300×1/3
計	4,889,466	54,900	4,944,366			

## (款) 16. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,963,486	9,600	2,973,086	3. 児童福祉費	9,600	累計 1,167,911 保育所費
計	2,975,792	9,600	2,985,392			

## (款) 16. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 土木費県補助金	86,006	△46,600	39,406	3. 都市計画費	△46,600	累計 21,955 市街地再開発事業費 △279,600×1/6
計	1,381,892	△46,600	1,335,292			

## (款) 16. 県支出金

## (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木費委託金	111,719	13,100	124,819	2. 都市計画費	13,100	累計 93,605 道路整備事業費
計	565,196	13,100	578,296			

## (款) 17. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 利子及び配当金	95,080	37,200	132,280	1. 利子及び配当金	37,200	財政調整基金利子 23,800 減債基金利子 5,500 公共施設整備基金利子 7,200 養老線支援基金利子 700
計	127,150	37,200	164,350			

## (款) 18. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費寄附金	740,100	31,100	771,200	1. 総務管理費	31,100	
3. 土木費寄附金	13,530	67,000	80,530	2. 都市計画費	67,000	累計 80,520
計	761,530	98,100	859,630			

## (款) 19. 繰入金

## (項) 1. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	2,647,730	17,900	2,665,630	3. 公共施設整備基金繰入金	17,900	累計 497,300
計	2,686,750	17,900	2,704,650			

## (款) 20. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,771,150	401,400	2,172,550	1. 繰越金	401,400	
計	1,771,150	401,400	2,172,550			

(款) 21. 諸収入  
(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	1,861,413	400,000	2,261,413	6. 商工雑入	400,000	累計 ガキペイプレミアム付商品券販売代金
計	1,982,368	400,000	2,382,368			

(款) 22. 市債  
(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	371,400	146,700	518,100	1. 総務債	146,700	地区センター建設事業債
5. 農林水産業債	196,200	48,600	244,800	3. 土地改良債	48,600	累計 土地改良事業債
6. 土木債	1,848,100	△60,600	1,787,500	2. 都市計画債	△60,600	累計 公園・緑地等整備事業債 △23,300 地域公共交通再構築事業債 22,500 市街地再開発事業債 △77,000 道路整備事業債 17,200
7. 教育債	2,525,700	588,700	3,114,400	1. 教育債	588,700	学校情報機器整備事業債 △133,400 学校教育施設整備事業債 672,700 学校給食施設整備事業債 49,400
計	5,486,600	723,400	6,210,000			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	1,012,930	542,000	1,554,930	国県支出金 - 地方債 - その他 -	542,000	3. 職員手当 等	542,000	累 計 882,040 退職手当
4. 財産管理費	513,840	607,200	1,121,040	国県支出金 - 地方債 - その他 7,200	600,000	24. 積立金	607,200	累 計 613,200 公共施設整備基金 積立金
5. 電算管理費	660,830	△21,000	639,830	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△21,000	13. 使用料及 び賃借料	△21,000	累 計 279,424 システム使用料
7. 企 画 費	741,170	20,700	761,870	国県支出金 - 地方債 - その他 14,400	6,300	12. 委 託 料  24. 積立金	6,300 14,400	累 計 41,490 企業版ふるさと納 税支援委託料  累 計 562,180 水都大垣ふるさと 応援基金積立金
16. 防 災 費	241,310	34,800	276,110	国県支出金 17,400 地方債 - その他 -	17,400	17. 備品購入 費	34,800	防災資機材購入費
19. 諸 費	171,300	1,229,300	1,400,600	国県支出金 - 地方債 - その他 29,300	1,200,000	24. 積立金	1,229,300	累 計 1,260,600 財政調整基金積立 金 423,800 減債基金積立金 805,500

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	7,045,040	2,413,000	9,458,040	国県支出金 17,400 地方債 - その他 50,900	2,344,700			

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8. 地区センター建設費	684,000	△30,500	653,500	国県支出金 △194,100 地方債 146,700 その他 -	16,900	12. 委託料	△4,500	累計 1,300 設計委託料
						14. 工事請負費	△26,000	累計 622,900
計	1,291,580	△30,500	1,261,080	国県支出金 △194,100 地方債 146,700 その他 -	16,900			

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費	358,440	△12,100	346,340	国県支出金 10,900 地方債 - その他 -	△23,000	11. 役務費	△2,000	累計 20,855 通信運搬費
						12. 委託料	△10,100	累計 50,489 住民記録システム 改修委託料 2,700 戸籍システム改修 委託料 3,000 戸籍振り仮名通知 作成委託料△1,000 戸籍振り仮名届出 窓口業務委託料 △14,800

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	358,440	△12,100	346,340	国県支出金 10,900 地方債 - その他 -	△23,000			

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6. 児童保育費	5,609,850	43,000	5,652,850	国県支出金 33,400 地方債 - その他 10,700	△1,100	12. 委託料	43,000	累計 1,157,546 民間保育所運営費
8. 認定こども 園建設費	73,600	-	73,600	国県支出金 - 地方債 - その他 0	-			
計	12,899,760	43,000	12,942,760	国県支出金 33,400 地方債 - その他 10,700	△1,100			

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 扶助費	1,503,800	50,000	1,553,800	国県支出金 37,500 地方債 - その他 -	12,500	19. 扶助費	50,000	生活扶助費 19,000 住宅扶助費 8,000 医療扶助費 23,000

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,919,320	50,000	1,969,320	国県支出金 37,500 地方債 - その他 -	12,500			

## (款) 3. 民生費

## (項) 7. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 介護保険費	2,353,480	20,000	2,373,480	国県支出金 - 地方債 - その他 -	20,000	27. 繰出金	20,000	
計	4,068,720	20,000	4,088,720	国県支出金 - 地方債 - その他 -	20,000			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 清掃総務費	433,320	10,000	443,320	国県支出金 - 地方債 - その他 10,000	-	24. 積立金	10,000	累計 90,290 一般廃棄物対策基金積立金
2. リサイクル推進費	145,420	△8,000	137,420	国県支出金 - 地方債 - その他 △8,000	-	12. 委託料	△8,000	累計 76,638 有料指定ごみ袋作成委託料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2,704,730	2,000	2,706,730	国県支出金 - 地方債 - その他 2,000	-			

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 土地改良施設整備費	423,490	52,500	475,990	国県支出金 - 地方債 48,600 その他 -	3,900	18. 負担金補助及び交付金	52,500	累計 151,330 県営たん水防除事業負担金 21,550 県営かんがい排水事業負担金 24,800 県営中山間地域総合整備事業負担金 6,150
計	587,600	52,500	640,100	国県支出金 - 地方債 48,600 その他 -	3,900			

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 商工振興費	1,611,800	560,000	2,171,800	国県支出金 160,000 地方債 - その他 400,000	-	11. 役務費	10,000	累計 10,442 手数料
						12. 委託料	16,000	累計 18,635 ガキペイプレミアム付商品券発行事業運営管理等業務委託料
						13. 使用料及び賃借料	34,000	累計 35,946 システム使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18. 負担金補助及び交付金	500,000	累計 705,005 ガキペイプレミアム付商品券発行事業補助金
計	2,361,630	560,000	2,921,630	国県支出金 160,000 地方債 - その他 400,000	-			

## (款) 8. 土木費

## (項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 公共交通対策費	533,150	125,100	658,250	国県支出金 22,200 地方債 22,500 その他 67,700	12,700	18. 負担金補助及び交付金	57,400	累計 488,719 自主運行バス運行費負担金 12,400 養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金 45,000
						24. 積立金	67,700	
5. 市街地整備費	438,910	△279,600	159,310	国県支出金 △186,400 地方債 △77,000 その他 -	△16,200	18. 負担金補助及び交付金	△279,600	累計 32,944 大垣駅南前地区市街地再開発事業補助金
7. 公園管理費	563,550	10,000	573,550	国県支出金 5,000 地方債 5,000 その他 -	-	17. 備品購入費	10,000	累計 28,170 自動車購入費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8. 公園新設改良費	259,380	△48,200	211,180	国県支出金	△5,700	14. 工事請負費	△20,000	累計 104,100
				△14,200		16. 公有財産購入費	△28,200	累計 61,800 土地購入費
				地方債				
				△28,300				
				その他				
				-				
11. 街路事業費	313,810	36,000	349,810	国県支出金	-	14. 工事請負費	36,000	累計 203,000
				18,800				
				地方債				
				17,200				
				その他				
				-				
計	3,350,280	△156,700	3,193,580	国県支出金	△9,200			
				△154,600				
				地方債				
				△60,600				
				その他				
				67,700				

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 事務局費	355,860	76,000	431,860	国県支出金	76,000	3. 職員手当等	76,000	累計 174,930 退職手当
				-				
				地方債				
				-				
				その他				
				-				
計	1,060,820	76,000	1,136,820	国県支出金	76,000			
				-				
				地方債				
				-				
				その他				
				-				

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	1,700,770	△148,000	1,552,770	国県支出金	△60,200	10. 需用費	△39,000	累計 202,331 光熱水費
				-		17. 備品購入費	△109,000	累計 768,080 教材器具費
2. 学校営繕費	1,002,500	279,200	1,281,700	国県支出金	3,000	14. 工事請負費	201,000	累計 1,157,200
				57,100		16. 公有財産購入費	78,200	土地購入費
3. 学校建設費	196,200	280,000	476,200	国県支出金	3,000	14. 工事請負費	280,000	累計 475,800
				41,100				
計	2,899,470	411,200	3,310,670	国県支出金	△54,200			
				98,200				
				地方債				
				△87,800				
				その他				
				-				

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	970,350	△75,500	894,850	国県支出金	△29,900	10. 需用費	△18,000	累計 95,333 光熱水費
				-		17. 備品購入費	△57,500	累計 460,340 教材器具費
2. 学校営繕費	84,300	321,100	405,400	国県支出金	4,000	14. 工事請負費	321,100	累計 389,000
				75,500				
				地方債				
				241,600				
				その他				
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,092,150	245,600	1,337,750	国県支出金 75,500 地方債 196,000 その他 -	△25,900			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5. 学校給食費	910,510	58,000	968,510	国県支出金 8,100 地方債 49,400 その他 -	500	14. 工事請負費	58,000	
計	1,915,540	58,000	1,973,540	国県支出金 8,100 地方債 49,400 その他 -	500			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,649 <sup>人</sup>	1,413,540 <sup>千円</sup>	5,124,280 <sup>千円</sup>	4,256,260 <sup>千円</sup>	10,794,080 <sup>千円</sup>	1,948,160 <sup>千円</sup>	12,742,240 <sup>千円</sup>
補 正 前	2,649	1,413,540	5,124,280	3,638,260	10,176,080	1,948,160	12,124,240
比 較	0	0	0	618,000	618,000	0	618,000

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	123,400 <sup>千円</sup>	152,320 <sup>千円</sup>	63,020 <sup>千円</sup>	82,360 <sup>千円</sup>	49,870 <sup>千円</sup>	669,330 <sup>千円</sup>	6,680 <sup>千円</sup>
	補 正 前	123,400	152,320	63,020	82,360	49,870	669,330	6,680
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	870 <sup>千円</sup>	66,630 <sup>千円</sup>	2,313,780 <sup>千円</sup>	728,000 <sup>千円</sup>				
補 正 前	870	66,630	2,313,780	110,000				
比 較	0	0	0	618,000				

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	5,393,200	6,116,600	41,893,146	42,616,546
(1) 公 共 事 業 等	778,900	563,800	3,908,582	3,693,482
(2) 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化	-	363,300	1,380,133	1,743,433
(4) 学 校 教 育	162,700	502,400	4,970,162	5,309,862
(7) 一 般 補 助	23,700	57,900	428,170	462,370
(9) 一 般 単 独	4,029,600	4,230,900	17,987,122	18,188,422
合 計	5,486,600	6,210,000	60,599,574	61,322,974

議第21号

令和7年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

令和7年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,074,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰越金		365,360	100,000	465,360
	1. 繰越金	365,360	100,000	465,360
歳入合計		13,974,000	100,000	14,074,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		303,170	100,000	403,170
	1. 総務管理費	302,790	100,000	402,790
歳出合計		13,974,000	100,000	14,074,000

令和7年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	365,360	100,000	465,360	1. 繰越金	100,000	
計	365,360	100,000	465,360			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2. 諸 費	76,500	100,000	176,500	保険料 - 県支出金 - 繰入金 - その他 100,000	24. 積立金	100,000	累計 101,180 国民健康保険基金 積立金
計	302,790	100,000	402,790	保険料 - 県支出金 - 繰入金 - その他 100,000			

議第22号

令和7年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第2号)

令和7年度大垣市の介護保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,839,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		3,467,960	5,600	3,473,560
	2. 国 庫 補 助 金	796,710	5,600	802,310
4. 支 払 基 金 交 付 金		4,054,340	6,200	4,060,540
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,054,340	6,200	4,060,540
5. 県 支 出 金		2,125,710	2,800	2,128,510
	2. 県 補 助 金	65,440	2,800	68,240
6. 繰 入 金		2,353,480	20,000	2,373,480
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,353,480	20,000	2,373,480
7. 繰 越 金		445,180	5,400	450,580
	1. 繰 越 金	445,180	5,400	450,580
歳 入 合 計		15,799,000	40,000	15,839,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 地 域 支 援 事 業 費		499,970	40,000	539,970
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	445,150	40,000	485,150
歳 出 合 計		15,799,000	40,000	15,839,000

令和7年度 大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業交付金	127,960	5,600	133,560	1. 現年度分	5,600	累計 133,550
計	796,710	5,600	802,310			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業支援交付金	123,540	6,200	129,740	1. 現年度分	6,200	累計 129,730
計	4,054,340	6,200	4,060,540			

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地域支援事業交付金	65,440	2,800	68,240	1. 現年度分	2,800	累計 68,230
計	65,440	2,800	68,240			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業繰入金	65,430	20,000	85,430	1. 地域支援事業繰入金	20,000	
計	2,353,480	20,000	2,373,480			

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	445,180	5,400	450,580	1. 繰越金	5,400	
計	445,180	5,400	450,580			

2 歳 出

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	445,150	40,000	485,150	保険料 -		18. 負担金補助及び交付金	40,000	累計 428,560 訪問型サービス費 10,000 通所型サービス費 30,000
				国県支出金 8,400				
				繰入金 20,000				
				その他 11,600				
計	445,150	40,000	485,150	保険料 -				
				国県支出金 8,400				
				繰入金 20,000				
				その他 11,600				

議第23号

令和7年度大垣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度大垣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業「イ 赤坂新田、藤江町ほか配水管布設替事業710,000千円」を「イ 赤坂新田、藤江町ほか配水管布設替事業695,200千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	2,283,000 千円	△5,000 千円	2,278,000 千円
第2項 営業外収益	302,400 千円	△5,000 千円	297,400 千円
(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	2,033,000 千円	7,400 千円	2,040,400 千円
第1項 営業費用	1,899,900 千円	△4,600 千円	1,895,300 千円
第2項 営業外費用	132,600 千円	12,000 千円	144,600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,080,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,071,200千円」に、「当年度分損益勘定留保資金449,008千円」を「当年度分損益勘定留保資金440,208千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的収入	69,000 千円	△6,000 千円	63,000 千円
第1項 負担金	69,000 千円	△6,000 千円	63,000 千円
	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	1,149,000 千円	△14,800 千円	1,134,200 千円
第1項 建設改良費	865,700 千円	△14,800 千円	850,900 千円

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和7年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			2,283,000	△ 5,000	2,278,000	
	2. 営業外収益		302,400	△ 5,000	297,400	
		3. 雑 収 益		122,000	△ 5,000	117,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			2,033,000	7,400	2,040,400	
	1. 営業費用		1,899,900	△ 4,600	1,895,300	
		2. 配水及び給水費		392,600	△ 4,600	388,000
	2. 営業外費用			132,600	12,000	144,600
2. 消費 税 及 び 地 方 消 費 税			57,000	12,000	69,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			69,000	△ 6,000	63,000	
	1. 負 担 金		69,000	△ 6,000	63,000	
		2. 工 事 負 担 金		49,000	△ 6,000	43,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			1,149,000	△ 14,800	1,134,200	
	1. 建 設 改 良 費		865,700	△ 14,800	850,900	
		2. 配水管布設工事費		710,000	△ 14,800	695,200

# 令和7年度大垣市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

## 1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	174,423
(2) 減価償却費	920,500
(3) 固定資産除却費	28,500
(4) 貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 4,500
(5) 引当金（負債性引当金）の増減額（△は減少）	11,949
(6) 長期前受金戻入額	△ 179,700
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 700
(8) 支払利息	67,200
(9) 未収金の増減額（△は増加）	11,925
(10) 未払金の増減額（△は減少）	△ 185,842
(11) たな卸資産の増減額（△は増加）	1,100
(12) 預り金の増減額（△は減少）	△ 1,000
小計	843,855
(13) 利息及び配当金の受取額	700
(14) 利息の支払額	△ 67,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	777,355

## 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 781,423
(2) 国庫補助金等による収入	62,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 718,723

## 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 283,270
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 283,270

資金増加額（又は減少額）	△ 224,638
資金期首残高	2,320,311
資金期末残高	2,095,673

令和7年度大垣市水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1.	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ 土 地		389,440	
	ロ 建 物	1,049,886		
	減価償却累計額	△ 329,707	720,179	
	ハ 構 築 物	34,814,435		
	減価償却累計額	△ 17,421,250	17,393,185	
	ニ 機 械 及 び 装 置	4,622,952		
	減価償却累計額	△ 2,772,346	1,850,606	
	ホ 車 両 運 搬 具	21,560		
	減価償却累計額	△ 16,811	4,749	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	17,080		
	減価償却累計額	△ 14,327	2,753	
	ト 建 設 仮 勘 定		77,791	
	有形固定資産合計		20,438,703	
	固定資産合計			20,438,703
2.	流 動 資 産			
	(1)現金預金		2,095,673	
	(2)未収金	351,000		
	貸倒引当金	△ 12,070	338,930	
	(3)貯蔵品		5,781	
	流動資産合計			2,440,384
	資産合計			<u>22,879,087</u>
		負 債 の 部		
3.	固 定 負 債			
	(1)企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	4,201,535		
	企業債合計		4,201,535	
	(2)引当金			
	イ 退職給付引当金	66,402		
	引当金合計		66,402	
	固定負債合計			4,267,937
4.	流 動 負 債			
	(1)企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	292,300		
	企業債合計		292,300	
	(2)未払金		281,078	
	(3)引当金			
	イ 賞与引当金	21,000		
	引当金合計		21,000	



## 令和7年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画明細書

### 収 益 的 収 入

(款) 1. 水道事業収益

(項) 2. 営業外収益

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 収 益	122,000	△ 5,000	117,000	そ の 他 雑 収 益	△ 5,000	累計 22,700
計	302,400	△ 5,000	297,400			

### 収 益 的 支 出

(款) 1. 水道事業費用

(項) 1. 営業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 配水及び給水費	392,600	△ 4,600	388,000	修 繕 費	△ 4,600	累計 197,700
計	1,899,900	△ 4,600	1,895,300			

(款) 1. 水道事業費用

(項) 2. 営業外費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	57,000	12,000	69,000	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	12,000	
計	132,600	12,000	144,600			

資 本 的 収 入

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 1. 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 工 事 負 担 金	49,000	△ 6,000	43,000	工 事 負 担 金	△ 6,000	
計	69,000	△ 6,000	63,000			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出

(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 配 水 管 布 設 費 工 事	710,000	△ 14,800	695,200	工 事 請 負 費	△ 14,800	
計	865,700	△ 14,800	850,900			

議第24号

令和7年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度大垣市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業「イ 南高橋町、墨俣町上宿ほか汚水施設建設改良事業267,500千円」を「イ 南高橋町、墨俣町上宿ほか汚水施設建設改良事業241,800千円」に、「ロ 築捨町雨水施設建設改良事業208,100千円」を「ロ 築捨町雨水施設建設改良事業430,800千円」に、「ハ 終末処理施設建設改良事業128,300千円」を「ハ 終末処理施設建設改良事業168,300千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 下水道事業費用	4,033,000 千円	△21,000 千円	4,012,000 千円
第2項 営業外費用	451,500 千円	△21,000 千円	430,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	1,209,000 千円	208,000 千円	1,417,000 千円
第1項 企業債	654,700 千円	84,600 千円	739,300 千円
第2項 補助金	187,800 千円	123,400 千円	311,200 千円

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	2,922,000 千円	208,000 千円	3,130,000 千円
第1項 建設改良費	826,800 千円	208,000 千円	1,034,800 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額「下水道建設事業 448,700千円」を  
「下水道建設事業 533,300千円」に改める。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

## 令和7年度大垣市公共下水道事業会計補正予算実施計画

### 収 益 的 収 入 及 び 支 出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 下水道事業費用			4,033,000	△ 21,000	4,012,000		
	2. 営業外費用		451,500	△ 21,000	430,500		
		3.	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	93,000	△ 33,000	60,000	
		4.	雑 支 出	22,800	12,000	34,800	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			1,209,000	208,000	1,417,000	
	1. 企 業 債		654,700	84,600	739,300	
		1. 下 水 道 事 業 債	654,700	84,600	739,300	
	2. 補 助 金		187,800	123,400	311,200	
		1. 国 県 補 助 金	187,800	123,400	311,200	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			2,922,000	208,000	3,130,000	
	1. 建 設 改 良 費		826,800	208,000	1,034,800	
		1. 事 務 費	175,400	△ 29,000	146,400	
		2. 汚 水 施 設 整 備 費	267,500	△ 25,700	241,800	
		3. 雨 水 施 設 整 備 費	208,100	222,700	430,800	
		4. 終 末 処 理 施 設 整 備 費	128,300	40,000	168,300	

# 令和7年度大垣市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

## 1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	19,986
(2) 減価償却費	2,439,000
(3) 固定資産除却費	20,000
(4) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,498
(5) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)	17,919
(6) 長期前受金戻入額	△ 828,500
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 100
(8) 支払利息	315,600
(9) 未収金の増減額(△は増加)	488,448
(10) 前払金の増減額(△は増加)	20,700
(11) 未払金の増減額(△は減少)	△ 170,985
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	200
(13) 預り金の増減額(△は減少)	△ 184,768
小計	2,136,002
(14) 利息及び配当金の受取額	100
(15) 利息の支払額	△ 315,600
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,820,502

## 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,935,703
(2) 国庫補助金等による収入	355,145
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,580,558

## 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,185,700
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,095,153
(3) 他会計からの出資による収入	321,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 588,353

資金増加額(又は減少額)	△ 348,409
資金期首残高	829,864
資金期末残高	481,455

令和7年度大垣市公共下水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1.	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ 土 地		3,719,391	
	ロ 建 物	2,032,328		
	減価償却累計額	<u>△ 637,821</u>	1,394,507	
	ハ 構 築 物	63,426,932		
	減価償却累計額	<u>△ 12,177,362</u>	51,249,570	
	ニ 機 械 及 び 装 置	5,346,601		
	減価償却累計額	<u>△ 2,034,764</u>	3,311,837	
	ホ 車 両 運 搬 具	5,492		
	減価償却累計額	<u>△ 4,506</u>	986	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	30,516		
	減価償却累計額	<u>△ 14,084</u>	16,432	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>2,334,551</u>	
	有形固定資産合計		<u>62,027,274</u>	
	固定資産合計			<u>62,027,274</u>
2.	流 動 資 産			
	(1)現金預金		481,455	
	(2)未収金		254,446	
	貸倒引当金	<u>△ 15,548</u>	238,898	
	(3)貯蔵品		<u>1,937</u>	
	流動資産合計			<u>722,290</u>
	資産合計			<u><u>62,749,564</u></u>
		負 債 の 部		
3.	固 定 負 債			
	(1)企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>21,806,115</u>		
	企業債合計		21,806,115	
	(2)引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>93,433</u>		
	引当金合計		<u>93,433</u>	
	固定負債合計			<u>21,899,548</u>
4.	流 動 負 債			
	(1)企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,077,301</u>		
	企業債合計		2,077,301	
	(2)未払金		363,923	
	(3)引当金			
	イ 賞与引当金	<u>24,740</u>		
	引当金合計		<u>24,740</u>	



## 令和7年度大垣市公共下水道事業会計補正予算実施計画明細書

### 収 益 的 支 出

(款) 1. 下水道事業費用

(項) 2. 営業外費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 消費税及び 地方消費税	93,000	△ 33,000	60,000	消費税及び 地方消費税	△ 33,000	
4. 雑 支 出	22,800	12,000	34,800	その他雑支出	12,000	
計	451,500	△ 21,000	430,500			

資 本 的 収 入

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 1. 企 業 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業債	654,700	84,600	739,300	下水道事業債	84,600	建設事業債
計	654,700	84,600	739,300			

(款) 1. 資 本 的 収 入

(項) 2. 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国 県 補 助 金	187,800	123,400	311,200	国 県 補 助 金	123,400	国庫補助金
計	187,800	123,400	311,200			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出

(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事 務 費	175,400	△ 29,000	146,400	委 託 料	△ 8,000	累計 65,000
				補 償 費	△ 21,000	累計 25,000
2. 汚水施設整備費	267,500	△ 25,700	241,800	工 事 請 負 費	△ 25,700	
3. 雨水施設整備費	208,100	222,700	430,800	工 事 請 負 費	222,700	
4. 終末処理施設整備費	128,300	40,000	168,300	工 事 請 負 費	40,000	
計	826,800	208,000	1,034,800			

議第25号

大垣市職員等の旅費に関する条例の制定について  
大垣市職員等の旅費に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員等の旅費に関する条例

大垣市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長、副市長、教育長(以下「特別職職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に定める一般職の職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (4) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4

第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任に関する旅費の支給を受ける者の範囲は、規則で定める。
- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範

囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、内国旅行(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第2号に規定する内国旅行をいう。)にあっては第8条から第19条までの規定、外国旅行(同法第2条第3号に規定する外国旅行をいう。)にあっては第20条の規定に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市長が定める請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に市長が定める資料を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、規則で定める期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び連絡旅費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他市長が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務の

ため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(特別職職員に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級(特別職職員が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

3 第1項第5号に掲げる特別車両料金は、請求がない場合は支給しない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(特別職職員に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級(特別職職員が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

3 第1項第4号に掲げる特別船室料金は、請求がない場合は支給しない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用(規則で定めるものに限る。)

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、1夜当たりの額(次条において「宿泊基準額」という。)は、国家公務員の旅費の例に準じて規則で定める額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の旅費の例に準じて規則で定める額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(連絡旅費)

第19条 連絡用務のために、出先機関と本庁又は地域事務所との間における旅行をした場合には、連絡旅費を支給する。

2 連絡旅費の対象となる出先機関、額及び支給条件は、規則で定める。

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行における旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、外国日当とし、それらの内容は、国家公務員の外国旅行における旅費の例に準じて市長が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定める。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号及び第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定める。

2 遺族が旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順

位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の定めるところにより旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大垣市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の大垣市職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例の規定に基づき旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(大垣市農業委員会に出頭した者の旅費支給条例の一部改正)

5 大垣市農業委員会に出頭した者の旅費支給条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による一般職の職員の例により、実費弁償として」に改め、「日当 1日につき 1,500円」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で出頭した場合は、支給しない。

第3条を削る。

(大垣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

6 大垣市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第13条中「大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)」を「大垣

市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)」に、「旅費支給の例によって」を「一般職の職員の例により、実費弁償として」に改め、「ものとする」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で関係者となる場合は、支給しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「岐阜県職員等旅費条例(昭和32年岐阜県条例第30号)に定める赴任の例に準じ」を「国家公務員の旅費の例に準じて市長が定める」に改める。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 8 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の費用弁償の額」を削り、「大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)」を「大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)」に、「市長」を「特別職職員」に改め、「相当する額を」の次に「費用弁償として」を加える。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 9 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の費用弁償の額」を削り、「大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の規定に基づき、同条例別表職務区分1」を「大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による特別職職員」に改め、「相当する額を」の次に「費用弁償として」を加える。

(大垣市公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正)

- 10 大垣市公聴会参加者等の実費弁償条例(昭和30年条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大垣市証人等の実費弁償に関する条例

第1条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「第207条」の次に「その他法律及び条例等」を加え、「基き公聴会参加者等」を「基づき、市の機関の求めにより出頭した証人、参考人、関係人及び公聴会に参加した者(以下「証人等」という。)」に改め、「ついて」の次に「、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、」を加える。

第2条を次のように改める。

(実費弁償)

第2条 証人等に対しては、大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による一般職の職員の例により、実費弁償として旅費を支給する。ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で出頭等をした場合は、支給しない。

第3条及び第4条を削る。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

11 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「次の」を「法律又は他の条例に別に定めるもののほか、次の」に改める。

(大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

12 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の適用を受ける職員の例による」を「大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による一般職の職員の旅費額に相当する額とする」に改め、同条後段を削る。

(大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)

13 大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により出頭した者に対しては、大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による一般職の職員の例により、実費弁償として旅費を支給する。ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で出頭した場合は、支給しない。

(大垣市牧田財産区、一之瀬財産区及び時財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

14 大垣市牧田財産区、一之瀬財産区及び時財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の額は、大垣市職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第 号)の規定による一般職の職員の旅費額に相当する額とする。ただし、これにより難しいときは、旅費額を指定して支給することができる。

議第26号

大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について

大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、法第54条の3において準用する法第46条第3項の内閣府令で定める基準のとおりとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第27号

大垣市附属機関設置条例の一部改正について

大垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別に条例で定める」を「法令又は他の条例に定めがある」に改める。

別表第1大垣市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

大垣市官民連携プロジェクト審査会	寄附金を原資として活用する官民連携プロジェクトについて審査すること。	5人	2年
大垣市地域医療・介護のあり方検討委員会	持続可能な地域医療・介護提供体制等に関する事項について調査審議すること。	18人	2年

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第94号を第96号とし、第31号から第93号までを2号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の2号を加える。

(31) 官民連携プロジェクト審査会委員

(32) 地域医療・介護のあり方検討委員会委員

第5条第1項中「第93号」を「第95号」に改め、同条第2項中「第1条第94号」を「第1条第96号」に改める。

「総合計画審議会委員

別表中「総合計画審議会委員」を 官民連携プロジェクト審査会委員

地域医療・介護のあり方検討委員会委員」

に改める。

議第28号

大垣市印鑑登録条例の一部改正について

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例

大垣市印鑑登録条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

## 議第29号

### 大垣市行政手続条例等の一部改正について

大垣市行政手続条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

### 大垣市行政手続条例等の一部を改正する条例

#### (大垣市行政手続条例の一部改正)

第1条 大垣市行政手続条例(平成8年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### (大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のよ

うに改正する。

第24条の3第1項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「告示する」を「公示する」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、一時差止処分を行った旨を記載した書面をいつでも当該一時差止処分を受けた者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第3条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「告示する」を「公示する」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、当該処分の内容を記載した書面をいつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第13条第10項及び第14条第5項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

(大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正)

第4条 大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(平成30年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書の公示の方法による通知は、第1項の規定による措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を記載した書面をいつでも当該空家等の所有者等に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規

則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を大垣市公告式条例(昭和25年条例第28号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置(以下この項において「公示措置」という。)をとることによって行うものとする。この場合においては、当該公示措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(大垣市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大垣市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。  
(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例第24条の3第3項及び第4項の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。  
(大垣市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の大垣市職員退職手当条例第12条第3項及び第4項の規定(これらの規定を同条例において準用する場合を含む。)は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。  
(大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第9条第3項の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議第30号

### 大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

### 大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表7の部69の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同部70の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表8の部中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に、「建替えマンション容積率」を「再生マンション容積率等」に改め、同表9の部1の項中「1万4,000円」を「1万5,000円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「2万4,000円」を「2万5,000円」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に、「3万8,000円」を「4万円」に、「5万6,000円」を「5万9,000円」に、「6万2,000円」を「6万6,000円」に、「9万2,000円」を「9万8,000円」に、「9万8,000円」を「10万5,000円」に、「14万6,000円」を「15万6,000円」に、「14万8,000円」を「15万9,000円」に、「22万1,000円」を「23万7,000円」に、「25万円」を「26万8,000円」に、「37万4,000円」を「40万1,000円」に、「31万6,000円」を「33万9,000円」に、「47万2,000円」を「50万7,000円」に、「35万8,000円」を「38万4,000円」に、「53万6,000円」を「57万5,000円」に改め、同部2の項中「7万2,000円」を「7万3,000円」に、「11万円」を「11万4,000円」に、「16万2,000円」を「16万9,000円」に、「17万2,000円」を「18万1,000円」に、「25万5,000円」を「27万円」に、「33万4,000円」を「35万5,000円」に、「49万9,000円」を「53万1,000円」に、「59万4,000円」を「63万4,000円」に、「88万8,000円」を「95万円」に、「101万7,000円」を「108万8,000円」に、「152万2,000円」を「163万2,000円」に、「187万6,000円」を「201万2,000円」に、「281万1,000円」を「301万7,000円」に、「267万8,000円」を「287万4,000円」に、「401万3,000円」を「431万円」に、「327万9,000円」を「352万円」に、「491万5,000円」を「528万円」に改め、同部3の項中「2万円」を「2万1,000円」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に、「5万6,000円」を「5万9,000円」に、「9万2,000円」を「9万8,000円」に、「14万6,000円」を「15万6,000円」に、「22万1,000円」を「23万7,000円」に、「37万4,000円」を「40万1,000円」に、

「47万2,000円」を「50万7,000円」に、「53万6,000円」を「57万5,000円」に改め、同部4の項中「7万2,000円」を「7万3,000円」に、「16万2,000円」を「16万9,000円」に、「25万5,000円」を「27万円」に、「49万9,000円」を「53万1,000円」に、「88万8,000円」を「95万円」に、「152万2,000円」を「163万2,000円」に、「281万1,000円」を「301万7,000円」に、「401万3,000円」を「431万円」に、「491万5,000円」を「528万円」に改め、同部5の項中「7,000円(」を「7,500円(」に、「1万円」を「1万500円」に、「1万2,000円」を「1万2,500円」に、「1万7,500円」を「1万8,500円」に、「1万9,000円」を「2万円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に、「3万1,000円」を「3万3,000円」に、「4万6,000円」を「4万9,000円」に、「4万9,000円」を「5万2,500円」に、「7万3,000円」を「7万8,000円」に、「7万4,000円」を「7万9,500円」に、「11万500円」を「11万8,500円」に、「12万5,000円」を「13万4,000円」に、「18万7,000円」を「20万500円」に、「15万8,000円」を「16万9,500円」に、「23万6,000円」を「25万3,500円」に、「17万9,000円」を「19万2,000円」に、「26万8,000円」を「28万7,500円」に改め、同部6の項中「3万6,000円」を「3万6,500円」に、「5万5,000円」を「5万7,000円」に、「8万1,000円」を「8万4,500円」に、「8万6,000円」を「9万500円」に、「12万7,500円」を「13万5,000円」に、「16万7,000円」を「17万7,500円」に、「24万9,500円」を「26万5,500円」に、「29万7,000円」を「31万7,000円」に、「44万4,000円」を「47万5,000円」に、「50万8,500円」を「54万4,000円」に、「76万1,000円」を「81万6,000円」に、「93万8,000円」を「100万6,000円」に、「140万5,500円」を「150万8,500円」に、「133万9,000円」を「143万7,000円」に、「200万6,500円」を「215万5,000円」に、「163万9,500円」を「176万円」に、「245万7,500円」を「264万円」に改め、同部7の項中「1万円」を「1万500円」に、「1万7,500円」を「1万8,500円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に、「4万6,000円」を「4万9,000円」に、「7万3,000円」を「7万8,000円」に、「11万500円」を「11万8,500円」に、「18万7,000円」を「20万500円」に、「23万6,000円」を「25万3,500円」に、「26万8,000円」を「28万7,500円」に改め、同部8の項中「3万6,000円」を「3万6,500円」に、「8万1,000円」を「8万4,500円」に、「12万7,500円」を「13万5,000円」に、「24万9,500円」を「26万5,500円」に、「44万4,000円」を「47万5,000円」に、「76万1,000円」を「81万6,000円」に、「140万5,500円」を「150万8,500円」に、「200万6,500円」を「215万5,000円」に、「245万7,500円」を「264万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第31号

大垣市立認定こども園設置条例等の一部改正について

大垣市立認定こども園設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石田 仁

大垣市立認定こども園設置条例等の一部を改正する条例  
(大垣市立認定こども園設置条例の一部改正)

第1条 大垣市立認定こども園設置条例(令和6年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(市長が実施を適当と認める認定こども園に限る。)

第5条の見出しを「(入園児童等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、乳児等支援給付認定子ども(子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。)とする。

第6条の見出し中「入園」を「入園等」に改め、同条中「入園しよう」と「入園し、又は乳児等通園支援事業を利用しよう」とに改める。

第7条中「許可」を「入園の許可」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前条の規定により乳児等通園支援事業の利用の許可を受けた者は、大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和8年条例第 号)に基づく基準に従い市長が別に定める額を納入しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定により納入すべき額を減額し、又は免除することができる。

第8条の見出し中「入園」を「入園等」に改め、同条中「入園させない」を「入園及び乳児等通園支援事業の利用をさせない」に改める。

第9条の見出しを「(退園等)」に改め、同条中「退園させる」を「退園させ、又は乳児等通園支援事業の利用を中止させる」に改め、同条第1号中「者」の次に「又は乳児等通園支援事業を利用する者」を加える。

(大垣市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 大垣市立保育所設置条例(昭和48年条例第14号)の一部を次のように改

正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

第3条の2 保育所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第24条第1項の規定による保育
- (2) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(市長が実施を相当と認める保育所に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第4条中「法第24条第1項の規定により保育の実施をする」を「前条第1号に掲げる事業に係る」に改める。

第5条の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条中「児童を入所させようと」を「入所し、又は乳児等通園支援事業を利用しようと」に改め、「者」の次に「の保護者」を加える。

第6条中「児童の」を「児童等の」に改め、同条第1号中「法第24条第1項の規定により保育の実施をする児童」を「第3条の2第1号に掲げる事業に係る児童」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第3条の2第3号に掲げる事業に係る乳児等 大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和8年条例第 号)に基づく基準に従い市長が別に定める額

第7条を次のように改める。

(減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第2号及び第3号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。

第8条の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条中「入所させない」を「入所及び乳児等通園支援事業の利用をさせない」に改める。

第9条の見出しを「(退所等)」に改め、同条中「退所させる」を「退所させ、又は乳児等通園支援事業の利用を中止させる」に改める。

(大垣市立幼稚園条例の一部改正)

第3条 大垣市立幼稚園条例(昭和27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 幼稚園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校教育法第23条各号に掲げる目標を達成するための教育
  - (2) 学校教育法第24条に規定する幼児期の教育の支援
  - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(教育委員会が実施を相当と認める幼稚園に限る。)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
- 第4条第1項中「幼稚園」を「前条第1号に掲げる事業に係る幼稚園」に改め、「保育料」の次に「(以下「保育料」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 第3条の2第3号に掲げる事業の利用に当たっては、大垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和8年条例第 号)に基づく基準に従い市長が別に定める額を納付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により納付すべき額を減額し、又は免除することができる。

第6条中「教育委員会がこれを」を「、別に」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第32号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第17条の6の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第17条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第17条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第17条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第17条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額  
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属す

る世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第17条の17 第17条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第1項中「第17条の6の3」の次に「若しくは第17条の14」を加え、「第21条の3第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項」に、「同条第3項の」を「同条第3項又は第4項の」に改め、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第21条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第21条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第21条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第17条の6の3の額若しくは第17条の8の額」を「第17条の6の3、第17条の8若しくは第17条の14の額」に改め、「第21条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第21条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「同条第6項各号に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額」に改める。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の14の子ども・子育て支援納付

金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の

保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第17条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第21条の2中「及び前条第1項」を「、第17条の6の4、第17条の9及び第17条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。 )及び同条第5項」に改める。

第21条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを

加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の16」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の16第3項」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第17条の16」と、第6項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の16第3項」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第17条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。

第21条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第17条の

14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。

第21条の5を第21条の6とし、第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第21条第5項、第21条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
- 2 第17条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の2、第17条の6、第17条の13から第17条の17まで及び第20条から第21条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第33号

大垣市介護保険条例の一部改正について

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例

大垣市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会(第2条・第3条)」を

「第2章 介護認定審査会(第2条・第3条) に改める。

第2章の2 保健福祉事業(第3条の2) 」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第3条の2 市は、法第115条の49の規定に基づき、被保険者が要介護状態等(法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。)となることを予防するために必要な事業を行うことができる。

2 前項に規定する事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の1条を加える。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例)

第12条 第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(以下「みなし課税者」という。)がいる場合等であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料額の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免の対象とする者、減免の額その他減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 3 第13条第2項の規定にかかわらず、第1項の規定による保険料の減免については、減免を受けようとする者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第34号

大垣市都市公園条例の一部改正について

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例

大垣市都市公園条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

昼飯大塚古墳歴史公園	大垣市昼飯町地内
------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第35号

大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例及び大垣市山村体験  
宿泊施設設置条例の一部改正について

大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例及び大垣市山村体験宿泊  
施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例及び大垣市山村体験  
宿泊施設設置条例の一部を改正する条例

(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例の一部改正)

第1条 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例(平成17年条例第  
66号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び遊具施設」を「、遊具施設、車中泊施設」に改める。

別表第2に次のように加える。

車中泊施設	1区画1回につき 8,000円
-------	-----------------

別表第2備考を次のように改める。

備考

- (1) 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が別に定める額を加算する。
- (2) 車中泊施設の利用時間は、1回につき、午後1時から翌日午前11時までとする。ただし、連続して利用する場合は、この限りでない。

(大垣市山村体験宿泊施設設置条例の一部改正)

第2条 大垣市山村体験宿泊施設設置条例(昭和58年条例第2号)の一部を次の  
ように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

1 宿泊料等

区 分		大 人	小 人
宿泊料 (1人につき)	宿泊室	6,000円	3,000円
	セミナーハウス和室	6,000円	3,000円
休憩料(2時間当たり 1人につき)		1,000円	700円

備考

- (1) 宿泊の使用時間は、1回の宿泊につき、午後4時から翌日午前10時まで

でとする。ただし、連続して宿泊する場合は、この限りでない。

- (2) セミナーハウス和室の宿泊は、原則として5人以上による使用とする。
- (3) 休憩は、宿泊室に限る。
- (4) 大人とは、高校生以上の者をいう。
- (5) 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- (6) 宿泊料等には、冷房設備及び暖房設備の利用料金を含む。
- (7) 附属設備、備品等を使用するときは、市長が別に定める額を加算する。

## 2 研修室利用料金

使用時間 室名	使用時間区分			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室 (1室当たり)	3,000円	3,000円	3,000円	8,000円
セミナーホール	5,400円	5,400円	5,400円	15,000円
セミナーハウス和室 (1室当たり)	2,600円	2,600円	2,600円	7,000円

### 備考

- (1) 利用料金には、冷房設備及び暖房設備の利用料金を含む。
- (2) 附属設備、備品等を使用するときは、市長が別に定める額を加算する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例及び第2条の規定による改正後の大垣市山村体験宿泊施設設置条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。  
(大垣市山村体験宿泊施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の大垣市山村体験宿泊施設設置条例別表第1の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

## 議第36号

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例(昭和32年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第37号

財産の処分について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定に基づき、次のとおり財産を売り払うものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 財産の種類及び数量   | 小中学校タブレット端末等一式                                       |
| 2 処 分 価 格     | 8,127万6,140円   |
| 3 処 分 の 方 法   | 指名競争入札   |
| 4 処 分 の 相 手 方 | 愛知県大府市柁山町3丁目33番地<br>リネットジャパンリサイクル株式会社<br>代表取締役 黒田 武志 |

報第2号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

## 専第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 令和7年度大垣市一般会計補正予算(第7号)

令和7年度大垣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,036,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決

大垣市長 石 田 仁

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県 支 出 金		4,867,980	54,900	4,922,880
	3. 委 託 金	510,296	54,900	565,196
20. 繰 越 金		1,770,050	1,100	1,771,150
	1. 繰 越 金	1,770,050	1,100	1,771,150
歳 入 合 計		73,980,500	56,000	74,036,500

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		9,755,640	56,000	9,811,640
	5. 選 挙 費	114,880	56,000	170,880
歳 出 合 計		73,980,500	56,000	74,036,500

令和7年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	397,146	54,900	452,046	3. 選挙費	54,900	累 計 衆議院議員選挙費
計	510,296	54,900	565,196			104,927

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1,770,050	1,100	1,771,150	1. 繰越金	1,100	
計	1,770,050	1,100	1,771,150			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 5. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4. 衆議院議員 選挙費	-	56,000	56,000	国県支出金 54,900 地方債 - その他 -	1,100	1. 報酬	7,900	投票管理者報酬 外 3,170 会計年度任用職員 報酬 4,730
						3. 職員手当 等	21,370	時間外勤務手当 21,220 管理職員特別勤務 手当 150
						7. 報償費	105	報償金
						8. 旅費	100	費用弁償
						10. 需用費	2,668	消耗品費 810 燃料費 130 食糧費 9 印刷製本費 1,139 修繕料 580
						11. 役務費	7,173	通信運搬費 6,370 広告料 33 手数料 770
						12. 委託料	12,676	ポスター掲示場設 置等委託料 6,710 名簿作成等電算処 理委託料 外 5,966
						13. 使用料及 び賃借料	1,608	施設借上料 外
						17. 備品購入 費	2,400	器具購入費
計	114,880	56,000	170,880	国県支出金 54,900 地方債 - その他 -	1,100			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計			
補 正 後	長 等	4 人	千円 -	千円 41,810	千円 19,450 (4.65月分)	千円 100	千円 26,070	千円 87,430	千円 10,800	千円 98,230
	議 員	22	215,700	-	-	-	-	215,700	39,350	255,050
	その他	39	15,409	-	-	-	-	15,409	-	15,409
	計	65	231,109	41,810	19,450	100	26,070	318,539	50,150	368,689
補 正 前	長 等	4	-	41,810	19,450 (4.65月分)	100	26,070	87,430	10,800	98,230
	議 員	22	215,700	-	-	-	-	215,700	39,350	255,050
	その他	39	15,369	-	-	-	-	15,369	-	15,369
	計	65	231,069	41,810	19,450	100	26,070	318,499	50,150	368,649
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	-	-	-	-	0	0	0
	その他	0	40	-	-	-	-	40	-	40
	計	0	40	0	0	0	0	40	0	40

2. 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,649 <sup>人</sup>	1,413,540 <sup>千円</sup>	5,124,280 <sup>千円</sup>	3,638,260 <sup>千円</sup>	10,176,080 <sup>千円</sup>	1,948,160 <sup>千円</sup>	12,124,240 <sup>千円</sup>
補 正 前	2,584	1,408,810	5,124,280	3,616,890	10,149,980	1,948,160	12,098,140
比 較	65	4,730	0	21,370	26,100	0	26,100

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	123,400 <sup>千円</sup>	152,320 <sup>千円</sup>	63,020 <sup>千円</sup>	82,360 <sup>千円</sup>	49,870 <sup>千円</sup>	669,330 <sup>千円</sup>	6,680 <sup>千円</sup>
	補 正 前	123,400	152,320	63,020	82,360	49,870	648,110	6,680
	比 較	0	0	0	0	0	21,220	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	870 <sup>千円</sup>	66,630 <sup>千円</sup>	2,313,780 <sup>千円</sup>	110,000 <sup>千円</sup>				
補 正 前	720	66,630	2,313,780	110,000				
比 較	150	0	0	0				

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年2月4日 専決

大垣市長 石 田 仁

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 1万7,860円  |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●   |
| 3 事故の概要    | 令和7年8月20日午後1時5分頃、大垣市外野2丁目100番地先において、市職員が運転する公用車が同地先を通過中、商業施設駐車場から同地先に左折してきた相手方自動車と接触し、損害を与えた。 |

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和8年3月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第3号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年2月6日 専決

大垣市長 石 田 仁

- |            |  |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額   | 2万4,535円   |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●<br>●● ●●  |
| 3 事故の概要    | 令和7年9月22日午後3時20分頃、大垣市神明2丁目59番地先において、市職員が運転する公用車が南進して交差点に進入した際、東進して交差点に進入した相手方自転車と接触し、損害を与えた。 |